

【^{がっこう}学校^{いじめ}防止^{基本方針}（^{がいよう}概要）】

《^{いじめ}の^{防止等}について》

I ^{基本}的な^{考え方}

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼすため、決して許されない行為である。

また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、本校の「いじめ防止基本方針」（本校ホームページに掲載）を定める。全教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導にあたる。

II ^{いじめ防止対策組織}について

毎日行われる職員連絡会において、必要に応じて随時「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) ^{いじめ防止対策会議}について

A ^{会議}の^{構成}

校長、教頭をはじめ、全職員。

（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

I ^{会議}の^{設置}

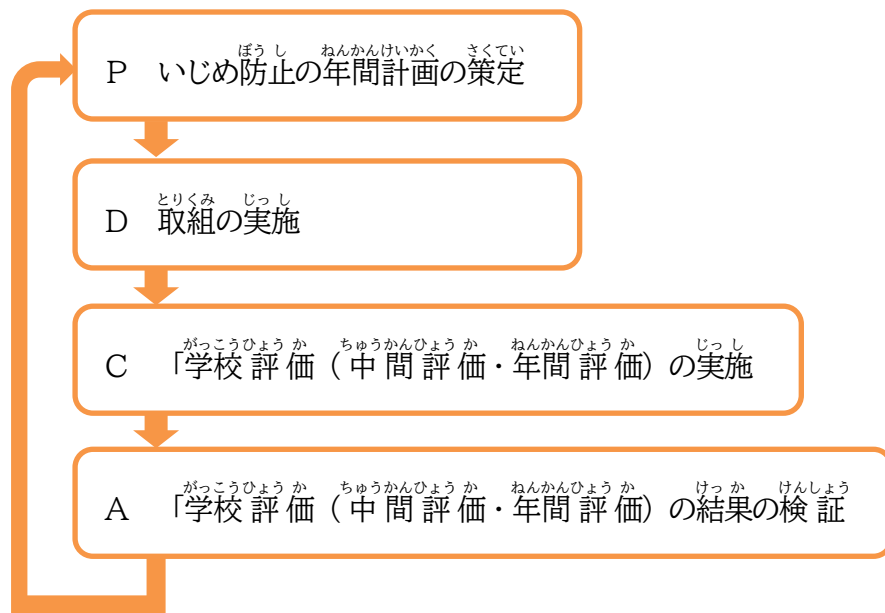
必要に応じて、定時の職員連絡会の時間を早めて設置し、十分な時間を確保する。

U ^{指導・支援}チーム

教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事が中心となり、事案に応じて適切な教職員を加え、機動的に対応する。特にネットによるいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えるなど、柔軟に対応する。

(2) 「いじめ防止対策会議」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

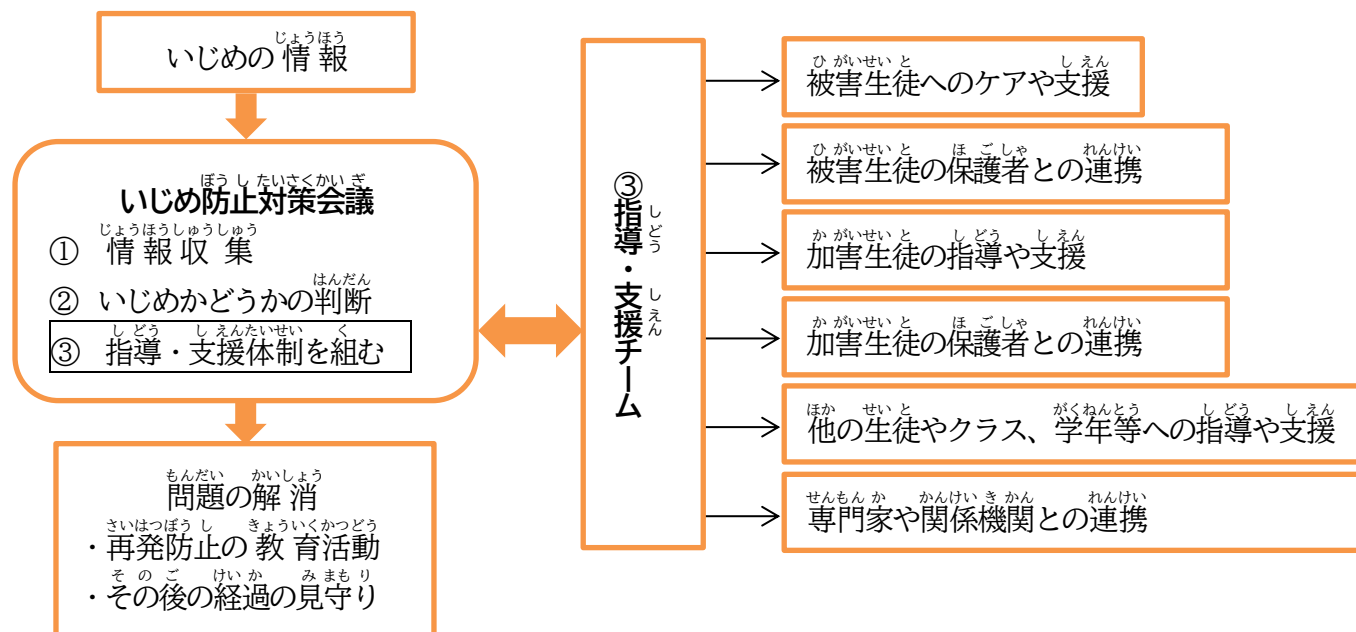
- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・現職研修で、毎年「いじめ・不登校」等をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめ事案への対応

下図のフローチャートをもとに指導・支援チームを組み、機動的に対応する。



オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策会議」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職教育を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の充実を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- エ 授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策会議」を開催し、情報を収集し、組織的に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに「いじめ防止対策会議」を開催し、組織的、機動的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。